

世古年幸税理士事務所からのお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてニュースや広告等でご存知の方も多いかと存じますが、平成27年10月より国民一人一人にマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月よりマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の利用が開始されます。

そこで**世古年幸税理士事務所**ではマイナンバーに関する情報を第一弾として、お客様にとって身近な情報を「世古税理士事務所便り」にて配信させていただくこととなりました。

敬具

◆ 住所の届出は正しく行われていますか？ ◆

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されます。

制度開始に先立って10月から皆様のお手元（住民票に記載のある住所）に『マイナンバー通知カード』が郵送されます。

お住いの市区町村に住民票を異動していない方は速やかに異動手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

※通知カードイメージ

個人番号 〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇

生年月日 〇年〇月〇日

性別 女

氏名 番号花子

住所 △県〇市〇町1-1-1

マイナンバーについては

世古税理士事務所にお任せ下さい！